

【表紙】

| | |
|---------------|---|
| 【提出書類】 | 公開買付届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年11月7日 |
| 【届出者の氏名又は名称】 | 株式会社ノリタケカンパニーリミテド |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 名古屋市西区則武新町三丁目1番36号 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区虎ノ門一丁目13番8号 株式会社ノリタケカンパニーリミテド 総務部東京総務課 |
| 【電話番号】 | (03)6205-4421 |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部次長 兼 東京総務課長 松本 俊介 |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 該当事項はありません |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません |
| 【最寄りの連絡場所】 | 該当事項はありません |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ノリタケカンパニーリミテド (名古屋市西区則武新町三丁目1番36号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社ノリタケカンパニーリミテドをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、日本レヂボン株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

日本レヂボン株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）1,412,000株（株式所有割合（注1）にして21.39%）を所有しております。今般、当社は、平成26年11月6日開催の取締役会において、対象者を連結子会社化し、かつ、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手續（以下「本非公開化手続き」といいます。）を実施するにあたって基準となる株式数（以下「基準株式数」といい、下記（注2）に定義します。）以上であることを条件に、当社が当社及び三菱商事株式会社の所有する対象者株式並びに対象者の自己株式を除く対象者株式の全てを取得し、対象者を非公開化する取引（以下「本取引」といいます。）を実施することを目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限は設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

（注1） 対象者が平成26年8月12日に提出した第58期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の対象者の発行済株式総数6,600,000株に対する割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）です。以下同じ。

（注2） 「基準株式数」とは、本書提出日現在における対象者の発行済株式総数6,600,000株（対象者が所有する自己株式（49,327株）を除きます。）に66.67%を乗じた数（4,367,334株。1株未満は切り上げております。）から、本書提出日現在において当社及び三菱商事株式会社が所有する対象者株式の数（それぞれ順に1,412,000株及び1,287,000株）を控除した数（1,668,334株）をいいます。

本公開買付けにあたり、当社は、対象者の第二位の株主である三菱商事株式会社との間で、平成26年11月6日付で公開買付け等に関する契約（以下「本公開買付不応募契約」といいます。）を締結し、三菱商事株式会社において本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。

本公開買付不応募契約の内容については、後記「(3) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

一方、平成26年11月6日に対象者が公表した「株式会社ノリタケカンパニーリミテドによる当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのこと。詳細は後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」をご参照下さい。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、優れた輸出用白色磁器の製造をもって我が国の貿易に寄与すべく国際貿易を理念に掲げた森村組創業者である森村市左衛門らが明治37年1月に日本陶器合名会社を創立したことに始まります。食器製造には欠かせない分散、混合、研削研磨、成形、焼成等の技術をベースに様々な分野に派生させ、今日では工業機材、セラミック・マテリアル、エンジニアリング、食器事業を柱に国内外で事業展開しています。中でも売上高の40%以上を占める研削研磨分野の工業機材事業は、研削砥石、ダイヤモンド・CBN工具、研磨布紙など幅広い製品を扱う総合砥石メーカーとして工業界や産業界を支えています。

対象者は、昭和33年に創業以来、切断砥石・オフセット砥石に代表されるレジノイド汎用砥石の専門メーカーとして事業展開しております。また海外における生産拠点として、業界に先駆けて、昭和62年に、タイ王国に「DIA RESIBON (THAILAND) CO., LTD」を設立し、現在では同国における3工場で年間約80百万枚の砥石を製造し、アジア、中東、ヨーロッパ各国に向け、出荷しています。

当社と対象者は昭和48年に対象者が、三菱商事株式会社と当社等とともに、株式会社ユニー機工を設立したことにはじまり、以降、40年を超える関係を有しております。平成21年7月には、市場外取引の方法によって当社が対象者株式1,379,000株（株式所有割合20.89%、取得価格は1株当たり649円）を追加取得することにより、当社の所有株式数を1,412,000株（株式所有割合21.39%）とし、対象者を当社の持分法適用関連会社として、当社と対象者の相互協力関係を発展させてまいりました。

他方、近年の砥石業界を取り巻く市場環境は、日本国内を含めた先進国市場では切断・溶接技術の高度化や設備機器の進歩による切断・研削・研磨工程の自動化が進み、汎用品の需要低下、商品の高付加価値化が求められる一方で、新興国市場では旺盛な経済発展を背景に汎用品を中心とした高成長が見込まれております。また、M&Aによる砥石メーカーの系列化・寡占化の動きもあり、競争環境は非常に厳しく、激しいグローバル競争の時代を迎えております。このように市場環境や経営環境が大きく変化し、砥石業界の世界的な構造変革が動き出している中、当社は、平成26年1月ころから、対象者との今後の協力関係のあり方について、鋭意検討を進めてまいりました。その後、当社は、砥石業界において激化するグローバル競争に勝ち抜き、当社と対象者の企業価値を向上させるためには両社の資本提携関係を一層深化させて連携をより強化することが必要であると考え、平成26年6月9日に、対象者に対して、本取引を提案して協議を打診したところ、6月16日に、対象者から検討する旨の回答を受け、本取引に関する具体的な協議を開始することになりました。さらに、当社は、対象者の今後更なるグローバル展開のためには、海外における生産拠点である「DIA RESIBON (THAILAND) CO., LTD」の設立時より、対象者とともに資本協力関係（本書提出日現在、対象者の出資比率60%、三菱商事株式会社の出資比率40%）を有し、海外事業における商社機能を担っている三菱商事株式会社との協力関係が必須と考え、平成26年2月ころから、三菱商事株式会社と協議し、以降、今後の協力関係のあり方の検討及び企業価値を一層向上させることを目的として、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社は、対象者と対象者の第二位の株主である三菱商事株式会社との永年の友好関係を維持しつつ、対象者と当社の工業機材事業のインフラやリソースを結集させるなど、両社間の連携を密接なものとするのが、グローバル競争に勝ち抜き、砥石業界において確固たる地位を築くために必要であり、そのためには、対象者の非公開化により、安定した資本関係のもと、対象者との間でより強固な提携関係を構築し、対象者における意思決定の迅速化と柔軟かつ戦略的な事業運営を推進するとともに、当社と対象者の経営資源を相互活用し、グループ全体の経営基盤の強化を行っていくことが最善の策である、との結論に至りました。

本取引後、当社は、対象者との間で当社及び対象者が、より緊密な協力体制を構築し、双方が持つ事業優位性を活用しながら一体経営を行うことを考えております。これにより、以下のような効果が期待され、対象者を含む当社グループの更なる収益基盤強化と企業価値向上が可能となるものと考えております。

営業力、ブランド価値の向上

当社及び対象者の各々が得意とする汎用砥石と一般砥石の補完関係を活かした製品ラインナップの拡充、及び両社が持つ商流・販売ネットワークの相互活用を図り、世界市場における営業力、ブランド価値の向上を図る。

開発力、技術力の強化

当社及び対象者が長年培ってきた研究開発やマーケティング機能を活用し、世界市場において高い顧客訴求力とスピード感を有した商品開発、製造技術力の確立を図る。

生産体制の効率化

当社と対象者のグローバルレベルでの生産拠点の連携や人材交流を含む経営資源の最適配分により、効率的な生産体制を構築し、生産能力及び稼働率の向上を図るほか、より高いレベルでの事業継続計画（Business Continuity Plan）の実現を図る。

コスト競争力の強化

共同調達や調達資材の共通化、共同物流機能の実現を通じて、世界市場においてコスト競争力のある事業基盤の構築を図る。

また、対象者の非公開化により、安定した資本関係のもと、対象者との間でより強固な提携関係を構築し、対象者における意思決定の迅速化と柔軟かつ戦略的な事業運営を推進するとともに、当社と対象者の経営資源を相互活用し、グループ全体の経営基盤の強化と上記効果の最大化を図る。

対象者としても、厳しい競争環境の中で更なる成長を目指すために、基礎技術から製品評価に至る総合的な技術力、製品ラインナップ、ブランド力、販売ネットワーク等を強化することが、必要と認識しており、欧米の大手企業のほか、低価格戦略を展開する中国、その他アジアメーカーとのグローバル市場における競争を勝ち抜くうえ

で、これらの取組みを早期に実現していくことが対象者の更なる成長と企業価値の向上につながるものと考えているとのことです。

このような状況において、対象者は、先述のとおり、平成26年6月、当社からの対象者を連結子会社化し、非公開化することを目的とした公開買付けによる株式取得の提案を受け、本取引が、両社の企業価値向上に資するかに ついて、検討を進めてきたとのことです。

総合砥石メーカーである当社は、生産技術部門・研究開発部門・商品別技術部門及び加工技術センターを有し、人材も多く、基礎開発から加工・評価に至る一貫した生産体制を構築しており、海外にも広く販路を有しています。対象者は、本取引により、当社の持つ基礎技術とこれらの機能を活用するなどの、収益基盤強化や企業価値向上に資する諸施策を協働して実施していくことで、グローバル市場におけるリーディングカンパニーとしての地位を狙いうるものと考えたとのことです。

また、対象者は、当社と対象者、並びに三菱商事株式会社、先述のとおり、長年緊密な提携関係を有しているため、グローバル市場において欧米、中国、その他アジアメーカーとの競争を勝ち抜き、対象者の更なる成長とグローバル市場における地位・基盤を確固たるものとしていくためのパートナーとして最適な組み合わせと考えているとのことです。

また、本取引以降の対象者の事業に係る当社との戦略や将来の事業戦略については、対象者と当社が今後協議の上、決定していくこととなりますが、対象者の事業特性や対象者の強みを十分に活かした経営を行い、対象者の事業強化を図ってまいります。また、本取引後も「日本レヂボン」のプレゼンス、ブランド力を継続し、従業員については現在の雇用の継続を前提に、対象者の現在の経営の独立性を維持し、今後、当社と対象者との間で事業シナジーの実現に向けて、鋭意検討していく予定です。

なお、本公開買付けが成立し、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数以上である場合には、本非公開化手続きを実施した上で、当社は、対象者の現任の取締役に加えて、当社の指名する者を対象者の取締役及び監査役に選任し、当該取締役派遣等を通じて当社と対象者のより緊密な協力体制を構築し、上記に記載の諸施策を図ることで、当社及び対象者双方の企業価値向上に邁進いたします。具体的には、当社は、本非公開化手続きの完了後速やかに対象者において臨時株主総会を開催し、()当社が別途指名する者1名を取締役候補者とする取締役選任議案及び()当社が別途指名する者1名を監査役候補者とする監査役選任議案を上程することを対象者に要請する予定です。

本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数に満たない場合には、対象者の役員及び経営体制を変更することは予定しておりませんが、その場合でも、今後の当社及び対象者双方の企業価値向上に向けて、対象者の事業に係る当社との戦略や将来の事業戦略について対象者と当社で検討・協議することを予定しています。

(3) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、対象者の第二位の株主である三菱商事株式会社との間で平成26年11月6日付で本公開買付不応募契約を締結し、三菱商事株式会社が、その所有する対象者株式1,287,000株の全てについて本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

本公開買付不応募契約において、当社及び三菱商事株式会社は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数以上であることを条件に、本非公開化手続きを実施すること、並びに三菱商事株式会社は、本非公開化手続きが円滑に進むよう、当社及び対象者に協力することを合意しています。

また、本公開買付不応募契約において、当社及び三菱商事株式会社は、本非公開化手続きを実施する場合には、当該手続きの完了後、平成27年4月以降、当社から三菱商事株式会社に対して、当社及び三菱商事株式会社間において別途合意した出資比率(対象者の株式の所有割合が当社において75%、三菱商事株式会社において25%となることを目処とします。)となるように対象者の株式の譲渡を行うことを合意しています。なお、譲渡価格は、本公開買付価格と実質的に同額となるよう合意しています。他方、本公開買付けが成立した後で本非公開化手続きを実施しない場合には、本公開買付け後の当社が所有する対象者株式の数は、3,080,334株未満となり、その所有割合は46.67%未満となり、三菱商事株式会社が本公開買付け後に所有する対象者株式の数は、1,287,000株(株式所有割合19.50%)となります。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、本公開買付けにおいて、対象者の自己株式及び三菱商事株式会社が本公開買付けに応募しなかった対象者株式を除いた対象者株式の全てを取得できなかった場合であって、かつ、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数以上となることを条件として、以下の方法により、当社が当社及び三菱商事株式会社の所有する対象者株式並びに対象者の自己株式を除く対象者株式の全てを取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、対象者において平成27年2月ごろを目処として臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催し、()対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、()対象者株式の全てに全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び()全部取得条項が付された対象者株式の全部（ただし、対象者の自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引き換えに普通株式とは別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれの議案を付議するよう対象者に要請する予定です。また、上記()が本臨時株主総会において承認され、上記()に係る定款の一部変更の効力が発生すると、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記()に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会における上記()に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、かつ上記()に係る定款の一部変更を行うことを付議議案とする本種類株主総会の開催を対象者に対して要請をする予定です。なお、当社及び三菱商事株式会社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者株式の全てに全部取得条項が付された上で、その全て（ただし、対象者の自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（ただし、対象者を除きます。）には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を対象者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本書提出日現在において未定ですが、当社及び三菱商事株式会社が対象者の発行済株式（ただし、対象者の自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（ただし、当社及び三菱商事株式会社を除きます。）に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるように決定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記(ii)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款の一部変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、上記(iii)の全部取得条項が付された対象者の株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は裁判所に対して当該株式の取得の価額の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

なお、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式の全てを取得すると引き換えに対象者の別個の種類株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社及び三菱商事株式会社による対象者株式の所有状況並びに当社及び三菱商事株式会社以外の対象者の株主による対象者株式の所有状況等により、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、上記の方法を変更する場合でも、対象者の各株主に最終的に交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格と同一となるよう算定される予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議のうえ、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

なお、上記の全部取得条項付種類株式による対象者株式の取得が、対象者の株主の皆様の意思を適切に反映し、その賛同を得た上で実施されることを確保する観点から、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数以上となる場合には、上記の全部取得条項付種類株式による対象者株式の取得の実施につき対象者の株主の皆様との十分な理解が得られたものと判断し、本非公開化手続きを実施しますが、基準株式数に満たない場合には、当該実施を見合わせます。その場合において、当社が対象者株式を追加で取得することは予定していません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了後において当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数以上となるときは、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、当社は、当社及び三菱商事株式会社が対象者株式全て（ただし、対象者の自己株式を除きます。）を所有することを企図していますので、その場合には本非公開化手続きを経て東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続きを経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数に満たない場合には、対象者株式の上場は維持される予定です。

また、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者の株式の対価として交付されることになる別個の種類の対象者の株式の上場申請は行わない予定です。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの検討を開始した平成26年6月9日現在及び本書提出日現在のいずれにおいても、対象者は当社の連結子会社ではありませんが、平成26年6月9日現在、当社、三菱商事株式会社の合計で対象者株式2,699,000株（株式所有割合40.89%）を所有していたこと、対象者取締役6名のうち種村均氏が当社の代表取締役会長を兼任し、小佐々博之氏が当社と本公開買付不応募契約を締結している三菱商事株式会社の従業員を兼任していることから、本公開買付価格の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、当社及び対象者は、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
対象者における利害関係を有しない社外監査役からの意見の取得
対象者における独立した法律事務所からの助言
対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意
本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」、「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び同「算定の経緯」をご参照下さい。

なお、当社は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限は設定しておりませんが、買付予定数の下限を設定していなくても、本公開買付けの公正性を担保するための上記乃至の措置を通じて、少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の全部取得条項付種類株式による対象者株式の取得については、対象者の株主の皆様を適切に反映し、その賛同を得た上で実施されることを確保する観点から、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数以上となる場合に限り、上記の全部取得条項付種類株式による対象者株式の取得の実施につき対象者の株主の皆様との十分な理解が得られたものと判断し、本非公開化手続きを実施します。

(7) 第三者への譲渡について

当社は、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数以上となる場合には、本非公開化手続きを実施し、当社及び三菱商事株式会社が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者の自己株式を除きます。）を所有することを企図しています。また、本公開買付不応募契約において、当社及び三菱商事株式会社は、本非公開化手続きを実施する場合には、当該手続の完了後、平成27年4月以降、当社から三菱商事株式会社に対して、当社及び三菱商事株式会社間において別途合意した出資比率（対象者の株式の所有割合が当社において75%、三菱商事株式会社において25%となることを目処とします。）となるように対象者の株式の譲渡を行うことを合意しています。なお、譲渡価格は、本公開買付価格と実質的に同額となるよう合意しています。三菱商事株式会社は、地球環境・インフラ事業、新産業金融事業、エネルギー事業、金属、機械、化学品、生活産業等の事業を営んでおりま

すが、当社は三菱商事株式会社が対象者の株式を所有し続けることにより、三菱商事株式会社の業界における人脈、顧客基盤等を通じて対象者の企業価値の向上に向けた砥石業界における今後の戦略的な取組みを深化させていくことができると考えております。なお、当社と三菱商事株式会社との間に資本関係はありません。本書提出日現在において、三菱商事株式会社は対象者株式を1,287,000株（株式所有割合19.50%）所有しております。

三菱商事株式会社の概要は以下のとおりです。

(1) [会社の概要]

[会社の沿革]

| 年月 | 項目 |
|-------------------|---|
| 昭和25年4月1日 (設立) | 光和実業株式会社の商号で、(旧)三菱商事(株)の第二会社として設立 資本金3千万円、事業目的は不動産の賃貸業、倉庫業、運送取扱業、保険代理業 |
| | 〔 設立の経緯 〕 (旧)三菱商事(株)は、大正7年、三菱合資会社の営業部門が分離して発足したが、昭和22年7月連合国最高司令官により解散の指令を受け、同年11月解散し清算手続に入った(同社は昭和62年11月清算結了)。 その後、清算事務の長期化が避けられない見通しとなったため、この対策として第二会社の設立が認められ、(旧)三菱商事(株)が発起人となり、同社から特定の債権債務を継承して処理しつつ新たな営業活動を行う第二会社として設立された。 |
| 昭和27年8月 | 財閥商号に関する法令に基づき、商号を三菱商事株式会社に変更 |
| 昭和29年6月 | 東京・大阪両証券取引所に株式を上場 (昭和36年に名古屋、平成元年にロンドン各証券取引所に株式を上場) |
| 昭和29年7月1日 (創立) | (旧)三菱商事(株)の解散後、同社を退社した役員が設立した多数の新会社が合併・統合を繰り返したが、代表的なものとして発展した不二商事(株)、東京貿易(株)及び東西交易(株)の3社を吸収合併し、総合商社として新発足 資本金6億5千万円、事業目的に各種物品の売買業・輸出入業等を追加 合併各社の支店・現地法人も統合・新発足(合併と同時に米国三菱商事会社を設立、その後、独国三菱商事会社(昭和30年)、オーストラリア三菱商事会社(昭和33年)、香港三菱商事会社(昭和48年)、英国三菱商事会社(昭和63年、現 欧州三菱商事会社)等の現地法人を設立) |
| 昭和43年10月 | 営業部門を商品本部制に移行(燃料、金属、機械、食料、繊維、化学品、資材各本部) |
| 12月 | (株)北洋商会(加工食品卸売会社、現 三菱食品(株)、東京証券取引所市場第一部)の増資を引き受け、同社を子会社化 |
| 昭和46年6月 | 英文社名としてMitsubishi Corporation(又はMitsubishi Shoji Kaisha, Limited)を採用 |
| 昭和57年7月 | 営業部門を6グループに再編(燃料、金属、機械、食料、化学品、繊維・資材各グループ) |
| 昭和62年6月 | 営業部門を7グループに再編(情報産業、燃料、金属、機械、食料、化学品、繊維・資材各グループ) |
| 平成4年9月 | 上海商菱貿易有限公司(現 三菱商事(上海)有限公司)を設立 |
| 平成8年4月 | 営業部門を6グループに再編(情報産業、燃料、金属、機械、化学品、生活産業各グループ) |
| 平成12年4月 | 営業部門を7グループに再編(新機能事業、情報産業、燃料[平成13年4月にエネルギー事業に改称]、金属、機械、化学品、生活産業各グループ) |
| 平成13年6月 | 執行役員制度を導入 |
| 7月 | 取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会(現 ガバナンス・報酬委員会)を設置 |
| 10月 | 取締役会の諮問機関として国際諮問委員会を設置 |
| 平成15年1月 | 日商岩井(株)(現 双日(株))と共同新設分割にて(株)メタルワン(鉄鋼製品事業会社)を設立 |
| 4月 | 営業部門を6グループに再編(新機能事業、エネルギー事業、金属、機械、化学品、生活産業各グループ) |
| 平成18年5月 | 本店移転(登記上の本店所在地を東京都千代田区丸の内二丁目6番3号から東京都千代田区丸の内二丁目3番1号に変更) |

| 年月 | 項目 |
|---------|--|
| 平成19年4月 | 営業部門を7グループに再編（イノベーション事業、新産業金融事業、エネルギー事業、金属、機械、化学品、生活産業各グループ） |
| 6月 | 日東富士製粉㈱（製粉会社、東京証券取引所市場第一部）を子会社化 |
| 平成21年4月 | 営業部門を6グループに再編（新産業金融事業、エネルギー事業、金属、機械、化学品、生活産業各グループ）、全社開発部門を設置 |
| 平成22年4月 | 全社開発部門を改組し、ビジネスサービス部門、地球環境事業開発部門〔平成24年4月に地球環境・インフラ事業開発部門に改称、平成25年7月に地球環境・インフラ事業グループに改組〕を設置 |
| 平成24年4月 | 北米三菱商事会社を設立 |
| 平成25年2月 | 米久㈱（食肉類及び加工食品の製造・販売会社、東京証券取引所市場第一部）を子会社化 |

[会社の目的及び事業の内容]

() 会社の目的

三菱商事株式会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品の売買及び貿易業
 - イ. 石炭、石油、ガスその他燃料類及びこれらの製品
 - ロ. 鉄、非鉄金属及びこれらの製品並びに鉱石及び鉱産物
 - ハ. 機械・器具（計量器・医療用具を含む）、車両、船舶、航空機及びこれらの部品
2. 食糧、酒類その他飲料、油糧、油脂、樹脂、たばこ、塩及びその他の農産・水産・林産・畜産・天産物並びにこれらの製品
3. 肥料、飼料及びこれらの原料
4. 繊維品及びその原料
5. 木材、木製品及びセメント・ガラスその他窯業製品
6. 化学製品、化粧品、高圧ガス及び薬品類（医薬品、医薬部外品、毒・劇物、火薬、発火物等を含む）並びにこれらの原料
7. ゴム類、皮革、パルプ、紙類及びこれらの製品並びに装身具及び一般雑貨類
8. 前号物品の開発、探鉱、生産、製造・加工、廃棄・再生処理業及び林業並びにこれらの請負業
9. 機械・器具、車両、船舶、航空機及びこれらの部品の修理、据付工事請負、賃貸借及び管理業
10. 工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ、各種システム・エンジニアリングその他ソフトウェアの取得、企画開発、保守及び販売業
11. 温室効果ガス排出権の売買
12. 各種情報の収集、処理及び提供に関する事業
13. 電気通信事業、放送業、広告業及び出版・印刷業
14. 医療施設、ホテルその他宿泊施設、スポーツ施設、劇場、飲食店の経営及び旅行業
15. 各種イベントの企画及び運営に関する事業
16. 建設業並びに建設工事の企画、調査、測量、設計及び監理業
17. 不動産の売買、賃貸借及び管理業
18. 発電事業及び電気、蒸気その他エネルギーの供給に関する事業
19. 上下水の処理及び各種水供給に関する事業
20. 有価証券等の売買、金銭の貸付け、債権の売買、債務の保証・引受け及び外国為替の売買等の金融業
21. 商品投資販売業及び商品投資顧問業
22. 労働者派遣事業
23. 古物売買業
24. 倉庫業
25. 陸運業、海運業、航空運送業及び運送取扱業
26. 前各号の代理業、仲立業及び問屋業
27. 損害保険業、損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
28. 前各号に係るコンサルティング業
29. 前各号に関連する一切の事業

()事業の内容

三菱商事株式会社グループは、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しています。

三菱商事株式会社はこれらの事業を、取扱商品又はサービスの内容に応じて複数の営業グループに区分しており、それぞれの事業は、三菱商事株式会社の各事業部門及びその直轄の関係会社（子会社400社、関連会社等215社）により推進しています。

事業セグメントごとの取扱商品又はサービスの内容、及び主要な関係会社は以下のとおりです。

| | 取扱商品又はサービスの内容 | 主要な子会社 | 主要な関連会社等 |
|-------------|---|---|---|
| 地球環境・インフラ事業 | 新エネルギー、電力、水、交通、プラント、エンジニアリング他 | 三菱商事パワーシステムズ 三菱商事マシナリ DIAMOND GENERATING CORPORATION DIAMOND GENERATING ASIA DIAMOND GENERATING EUROPE DIAMOND TRANSMISSION CORPORATION TRILITY GROUP | 千代田化工建設 水 i n g |
| 新産業金融事業 | アセットマネジメント、パイアウト投資、リース、不動産（開発・金融）、物流他 | 三菱商事ロジスティクス 三菱商事・ユービーエス・リアルティ MC アピエーション・パートナーズ DIAMOND REALTY INVESTMENTS | 三菱オートリース・ホールディング 三菱鉱石輸送 三菱U F Jリース |
| エネルギー事業 | 石油製品、炭素、原油、L P G、L N G他 | 三菱商事石油 PETRO-DIAMOND INC. DIAMOND GAS RESOURCES | JAPAN AUSTRALIA LNG (MIMI) BRUNEI LNG |
| 金属 | 鉄鋼製品、石炭、鉄鉱石、非鉄金属地金・原料、非鉄金属製品他 | メタルワン ジエコ MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY MC RESOURCE DEVELOPMENT | IRON ORE COMPANY OF CANADA MOZAL |
| 機械 | 産業機械、船舶・宇宙、自動車他 | レンタルのニッケン TRI PETCH ISUZU SALES MCE BANK THE COLT CAR COMPANY | KRAMA YUDHA TIGA BERLIAN MOTORS |
| 化学品 | 石油化学製品、合成繊維原料、肥料、機能化学品、合成樹脂原料・製品、食品・飼料添加物、医薬・農薬、電子材料他 | 三菱商事プラスチック 興人ホールディングス エムシー・ファーティコム 三菱商事ケミカル 三菱商事ライフサイエンス 中央化学 MC フードスペシャリティーズ | サウディ石油化学 METANOL DE ORIENTE, METOR PETRONAS CHEMICALS AROMATICS EXPORTADORA DE SAL |
| 生活産業 | 食料、繊維、生活物資、ヘルスケア、流通・小売他 | 日本ケアサプライ 三菱食品 日本農産工業 東洋冷蔵 日本K F Cホールディングス 三菱商事建材 PRINCES ALPAC FOREST PRODUCTS INDIANA PACKERS | ローソン ライフコーポレーション MITSUBISHI CEMENT |
| その他 | 財務、経理、人事、総務関連、I T、保険他 | 三菱商事フィナンシャルサービス アイ・ティ・フロンティア MITSUBISHI CORPORATION FINANCE MC FINANCE & CONSULTING ASIA MC FINANCE AUSTRALIA PTY | シグマクシス |

| | | |
|------|---|--------------------------------------|
| 現地法人 | 複数の商品を取扱う総合商社であり、主要な海外拠点において、当社と同様に多種多様な活動を行っている。 | 北米三菱商事会社 欧州三菱商事会社 三菱商事（上海）有限公司 |
|------|---|--------------------------------------|

(注1) 子会社、関連会社等の数には、三菱商事株式会社が直接連結経理処理を実施している会社のみ含めており、子会社が連結経理処理している関係会社（平成26年度第1四半期連結会計期間末現在600社）はその数から除外しています。

- (注2) 関連会社等にはジョイント・ベンチャー（共同支配企業）、及びジョイント・オペレーション（共同支配事業）を含んでいます。
- (注3) 「地球環境・インフラ事業グループ」のうち、インフラ関連事業は営業グループ同様の経営管理を行っているため、「地球環境・インフラ事業」として表示しています。
- (注4) 日本KFCホールディングスは、平成26年4月1日をもって、商号を日本ケンタッキー・フライド・チキンから変更しています。
- (注5) アイ・ティ・フロンティアは、平成26年7月1日をもって、タタコンサルタンシーサービシズジャパン及び日本TCSソリューションセンターと、アイ・ティ・フロンティアを存続会社とする合併を行い、商号を日本タタ・コンサルタンシー・サービシズに変更しています。

[資本金の額及び発行済株式の総数]

平成26年11月7日現在

| 資本金の額 | 発行済株式の総数 |
|------------|----------------|
| 204,447百万円 | 1,624,036,751株 |

[大株主]

平成26年3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式の数 (千株) | 発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%) |
|--|-------------------|----------------|----------------------------------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 90,190 | 5.45 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 | 74,534 | 4.50 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 | 64,846 | 3.92 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 64,629 | 3.90 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(三菱重工業株式会社口・退職給付信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 48,920 | 2.95 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | 25,620 | 1.54 |
| 野村信託銀行株式会社(退職給付信託・三菱UFJ信託銀行口) | 東京都千代田区大手町二丁目2番2号 | 22,088 | 1.33 |
| ザバンクオブニューヨークメロン エスエーエヌブイ 10 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | 19,779 | 1.19 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・三菱電機株式会社口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 17,768 | 1.07 |
| ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー | 東京都中央区月島四丁目16番13号 | 16,751 | 1.01 |
| 計 | | 445,127 | 26.92 |

[役員の職歴及び所有株式の数]

平成26年11月7日現在

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 職歴 | 所有株式数 (千株) |
|--------------|---|-------|--------------|--|---------------|
| 取締役会長 | | 小島 順彦 | 昭和16年10月15日生 | 昭和40年5月 当社入社 平成7年6月 取締役 社長室会事務局部長 平成8年2月 取締役 業務担当取締役 平成9年4月 常務取締役 職能担当役員 平成10年4月 常務取締役 職能総括担当役員 (部門A) 平成11年4月 常務取締役 業務・開発総括、金融サービス本部長 平成12年4月 常務取締役 新機能事業グループCEO 平成13年4月 取締役副社長 新機能事業グループCEO 平成13年6月 取締役 副社長執行役員新機能事業グループCEO 平成16年4月 取締役社長 平成22年6月 取締役会長 [現職] | 241 |
| 代表取締役社長 | | 小林 健 | 昭和24年2月14日生 | 昭和46年7月 当社入社 平成15年4月 執行役員 シンガポール支店長 平成16年6月 執行役員 プラントプロジェクト本部長 平成18年4月 執行役員 船舶・交通・宇宙航空事業 本部長 平成19年4月 常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 平成19年6月 取締役 常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 平成20年6月 常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 平成22年4月 副社長執行役員 社長補佐 平成22年6月 取締役社長 [現職] | 88 |
| 代表取締役副社長執行役員 | コーポレート担当役員(企画業務、グローバル渉外、経済協力、ロジスティクス総括) | 中原 秀人 | 昭和25年11月17日生 | 昭和48年4月 当社入社 平成16年4月 執行役員 欧州支社長、欧州三菱商事会社取締役社長、英国三菱商事会社取締役社長 平成18年4月 執行役員 中国総代表、三菱商事(中国)有限公司取締役社長 平成19年4月 常務執行役員 中国総代表、三菱商事(中国)有限公司取締役社長 平成21年4月 常務執行役員 コーポレート担当役員(地域戦略)、地域開発管掌 平成21年6月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員(地域戦略)、地域開発管掌 平成23年4月 取締役 副社長執行役員コーポレート担当役員(企画・業務) 平成24年4月 取締役 副社長執行役員 コーポレート担当役員(企画業務、ロジスティクス総括) 平成25年4月 取締役 副社長執行役員 コーポレート担当役員(企画業務、グローバル渉外、経済協力、ロジスティクス総括)、市場戦略担当 平成26年4月 取締役 副社長執行役員 コーポレート担当役員(企画業務、グローバル渉外、経済協力、ロジスティクス総括) [現職] | 39 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 職歴 | 所有株式数 (千株) |
|----------------------|---|-------|-------------|---|---------------|
| 代表取締役 副社長 執行役員 | エネルギー事業 グループCEO、 チーフ・コン プライアンス・ オフィサー | 柳井 準 | 昭和25年7月5日生 | 昭和48年4月 当社入社 平成16年4月 執行役員 エネルギー事業グループCEO補佐 平成17年4月 執行役員 石油事業本部長 平成20年4月 常務執行役員 エネルギー事業グループCEO 平成23年4月 常務執行役員 エネルギー事業グループCEO 平成25年4月 副社長執行役員 エネルギー事業グループCEO 平成25年6月 取締役 副社長執行役員 エネルギー事業グループCEO 平成26年4月 取締役 副社長執行役員 エネルギー事業グループCEO、チーフ・コンプライアンス・オフィサー [現職] | 46 |
| 代表取締役 副社長 執行役員 | 金属グループ CEO | 衣川 潤 | 昭和26年4月7日生 | 昭和50年4月 当社入社 平成17年4月 執行役員 鉄鋼原料本部長 平成20年4月 常務執行役員 金属グループCEO、鉄鋼原料本部長 平成21年4月 常務執行役員 金属グループCEO 平成25年4月 副社長執行役員 金属グループCEO 平成25年6月 取締役 副社長執行役員 金属グループCEO [現職] | 34 |
| 代表取締役 副社長 執行役員 | 化学品グループ CEO | 宮内 孝久 | 昭和25年9月13日生 | 昭和50年4月 当社入社 平成17年4月 執行役員 化学品グループCEO オフィス室長 平成18年4月 執行役員 汎用化学品本部長 平成21年4月 常務執行役員 化学品グループCEO 平成25年4月 副社長執行役員 化学品グループCEO 平成25年6月 取締役 副社長執行役員 化学品グループCEO [現職] | 36 |
| 代表取締役 常務 執行役員 | コーポレート担 当役員(CFO) | 内野 州馬 | 昭和29年6月29日生 | 昭和53年4月 当社入社 平成21年4月 執行役員 (三菱自動車工業株常務執行役員) 平成22年7月 執行役員 主計部長 平成22年11月 執行役員 主計部長、コーポレート担当役員補佐 平成25年4月 常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 平成25年6月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) [現職] | 21 |
| 代表取締役 常務 執行役員 | 国内統括、関西 支社長 | 森 和之 | 昭和30年2月22日生 | 昭和52年4月 当社入社 平成22年4月 理事 天然ガス事業第一本部長 平成25年4月 常務執行役員 天然ガス事業本部長 平成26年4月 常務執行役員 国内統括、関西支社長 平成26年6月 取締役 常務執行役員 国内統括、関西支社長 [現職] | 21 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 職歴 | 所有株式数 (千株) |
|---------------------|--|-------|--------------|---|---------------|
| 代表取締役 常務 執行役員 | コーポレート担 当役員 (広報、総務、 環境・CSR、 法務、人事) | 廣田 康人 | 昭和31年11月5日生 | 昭和55年4月 当社入社 平成22年4月 執行役員 総務部長 平成23年4月 執行役員 コーポレート担当役員 補佐、総務部長 平成26年4月 常務執行役員 コーポレート担当 役員(広報、総務、環境・CSR、 法務、人事) 平成26年6月 取締役 常務執行役員 コーポ レート担当役員(広報、総務、環 境・CSR、法務、人事)[現 職] | 21 |
| 取締役 | | 伊藤 邦雄 | 昭和26年12月13日生 | 昭和55年4月 一橋大学商学部講師 同大学助教授を経て 平成4年4月 同大学教授 平成14年8月 同大学大学院商学研究科長・商学 部長 平成16年12月 同大学副学長・理事 平成18年12月 同大学大学院商学研究科教授[現 職] 平成19年6月 当社取締役[現職] | - |
| 取締役 | | 佃 和夫 | 昭和18年9月1日生 | 昭和43年4月 三菱重工業㈱入社 平成11年6月 同社取締役 平成14年4月 同社常務取締役 平成15年6月 同社取締役社長 平成20年4月 同社取締役会長 平成25年4月 同社取締役相談役 平成25年6月 同社相談役[現職] 平成20年6月 当社取締役[現職] | 3 |
| 取締役 | | 加藤 良三 | 昭和16年9月13日生 | 昭和40年4月 外務省入省 アジア局長、総合外交政策局長、 外務審議官、アメリカ合衆国駐箚 特命全権大使を経て 平成20年6月 同省退官 平成20年8月 当社特別顧問 平成21年6月 当社取締役[現職] | 9 |
| 取締役 | | 今野 秀洋 | 昭和19年7月23日生 | 昭和43年4月 通商産業省(現 経済産業省)入 省 商務流通審議官、貿易局長、通商 政策局長、経済産業審議官を経て 平成14年7月 同省退官 平成15年2月 独立行政法人日本貿易保険理事長 (平成21年7月退任) 平成22年1月 当社特別顧問 平成22年6月 当社取締役[現職] | 10 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 職歴 | 所有株式数 (千株) |
|---------------|----|-----------|-------------|---|---------------|
| 取締役 | | 橘・フクシマ・咲江 | 昭和24年9月10日生 | 昭和55年6月 ブラックストーン・インターナショナル(株)入社 昭和62年9月 ベイン・アンド・カンパニー(株)入社 平成3年8月 日本コーン・フェリー・インターナショナル(株)入社 平成7年5月 コーン・フェリー・インターナショナル米国本社取締役(平成19年9月退任) 平成12年9月 日本コーン・フェリー・インターナショナル(株)取締役社長 平成21年5月 同社取締役会長(平成22年7月退任) 平成22年8月 G & Sグローバル・アドバイザーズ(株)取締役社長[現職] 平成25年6月 当社取締役[現職] 他社の代表者兼務状況 G & Sグローバル・アドバイザーズ(株)取締役社長(平成22年8月就任) | - |
| 常任監査役 (常勤) | | 鍋島 英幸 | 昭和25年1月22日生 | 昭和47年4月 当社入社 平成16年4月 執行役員 経営企画部長 平成19年4月 常務執行役員 機械グループCO-CEO 平成19年6月 取締役 常務執行役員 機械グループCO-CEO 平成20年6月 常務執行役員 機械グループCO-CEO 平成22年4月 副社長執行役員 ビジネスサービス部門CEO、コーポレート担当役員(広報)、チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)、環境・CSR担当 平成22年6月 取締役 副社長執行役員 ビジネスサービス部門CEO、コーポレート担当役員(広報)、CCO、環境・CSR担当 平成23年4月 取締役 副社長執行役員 コーポレート担当役員(広報、総務、法務、人事)、CCO、環境・CSR担当 平成24年4月 取締役 副社長執行役員 コーポレート担当役員(広報、総務、法務、人事)、ビジネスサービス部門CEO、CCO、環境・CSR担当、チーフ・インフォメーション・オフィサー(CIO)、自動車事業関係担当 平成25年4月 取締役 副社長執行役員 コーポレート担当役員(広報、総務、法務、人事)、CCO、環境・CSR担当、CIO、自動車事業関係担当 平成26年4月 取締役 平成26年6月 常任監査役(常勤)[現職] | 72 |
| 監査役 (常勤) | | 野間 治 | 昭和29年9月1日生 | 昭和53年4月 当社入社 平成22年4月 理事 監査役室長 平成23年6月 理事 コーポレート部門付 平成23年6月 監査役(常勤)[現職] | 14 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 職歴 | 所有株式数 (千株) |
|-----|----|-------|--------------|--|---------------|
| 監査役 | | 辻山 栄子 | 昭和22年12月11日生 | 昭和52年4月 茨城大学人文学部専任講師 昭和55年8月 同大学人文学部助教授 (昭和60年3月退職) 昭和60年4月 武蔵大学経済学部助教授 平成3年4月 同大学経済学部教授 (平成15年3月退職) 平成15年4月 早稲田大学商学部・大学院商学研究科教授 [現職] 平成20年6月 当社監査役 [現職] | - |
| 監査役 | | 石野 秀世 | 昭和25年1月1日生 | 昭和47年4月 会計検査院 採用 第3局上席調査官(建設担当)、 事務総長官房審議官(第1局担 当)、第1局長を経て 平成16年12月 同院事務総局次長 平成19年7月 同院退官 平成19年7月 独立行政法人産業技術総合研究所 監事(平成23年3月退任) 平成23年6月 メルコ保険サービス㈱監査役(平 成25年6月退任) 平成24年6月 当社監査役 [現職] | - |
| 監査役 | | 國廣 正 | 昭和30年11月29日生 | 昭和61年4月 弁護士登録 平成6年1月 國廣法律事務所(現 国広総合法 律事務所)弁護士 [現職] 平成24年6月 当社監査役 [現職] | - |
| 計 | | | | | 662 |

(注1) 取締役の任期は、平成26年6月20日開催の定時株主総会における選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっています。

(注2) 監査役鍋島英幸の任期は、平成26年6月20日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっています。

(注3) 監査役野間治の任期は、平成23年6月24日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっています。

(注4) 監査役辻山栄子、石野秀世、國廣正の各氏の任期は、平成24年6月26日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっています。

(注5) 取締役伊藤邦雄、佃和夫、加藤良三、今野秀洋、橘・フクシマ・咲江の各氏は社外取締役です。

(注6) 監査役辻山栄子、石野秀世、國廣正の各氏は社外監査役です。

(ご参考) 本書提出日現在の執行役員の陣容は次のとおりです。

| 執行役員役名 | 氏名 | 職名 |
|----------|-------|---|
| *社長 | 小林 健 | |
| *副社長執行役員 | 中原 秀人 | コーポレート担当役員(企画業務、グローバル渉外、経済協力、ロジスティクス総括) |
| *副社長執行役員 | 柳井 準 | エネルギー事業グループCEO、チーフ・コンプライアンス・オフィサー |
| *副社長執行役員 | 衣川 潤 | 金属グループCEO |
| *副社長執行役員 | 宮内 孝久 | 化学品グループCEO |
| 副社長執行役員 | 白木 清司 | 中南米統括 |
| 常務執行役員 | 森山 透 | アジア・大洋州統括 |
| 常務執行役員 | 安藤 一郎 | 中部支社長 |
| 常務執行役員 | 田邊 栄一 | 新産業金融事業グループCEO |
| 常務執行役員 | 吉川 恵章 | 中東・中央アジア統括 |
| 常務執行役員 | 杉浦 康之 | 北米統括(兼)北米三菱商事会社社長 |
| *常務執行役員 | 内野 州馬 | コーポレート担当役員(CFO) |

| 執行役員役名 | 氏名 | 職名 |
|---------|--------|--|
| 常務執行役員 | 占部 利充 | ビジネスサービス部門CEO |
| 常務執行役員 | 白地 浩三 | 機械グループCEO |
| 常務執行役員 | 松井 俊一 | 東アジア統括(兼)三菱商事(中国)有限公司社長(兼)三菱商事(中国)商業有限公司社長 |
| 常務執行役員 | 垣内 威彦 | 生活産業グループCEO |
| *常務執行役員 | 森 和之 | 国内統括(兼)関西支社長 |
| 常務執行役員 | 大河 一司 | 機械グループCOO(産業機械事業、船舶・宇宙航空事業関係) |
| *常務執行役員 | 廣田 康人 | コーポレート担当役員(広報、総務、環境・CSR、法務、人事) |
| 常務執行役員 | 平野 肇 | 天然ガス事業本部長 |
| 常務執行役員 | 佐久間 浩 | 地球環境・インフラ事業グループCEO |
| 執行役員 | 河村 芳彦 | ビジネスサービス部門CEO補佐(特命担当) |
| 執行役員 | 廣本 裕一 | 産業金融事業本部長 |
| 執行役員 | 西浦 完司 | 金属資源本部長(兼)MDP事業部長 |
| 執行役員 | 喜代吉 龍也 | 汎用化学品第一本部長 |
| 執行役員 | 北川 靖彦 | 企画業務部長 |
| 執行役員 | 安野 健二 | 船舶・宇宙航空事業本部長 |
| 執行役員 | 水原 秀元 | 米国三菱商會社社長(兼)北米三菱商會社EVP |
| 執行役員 | 伊勢田 純一 | インドネシア総代表(兼)インドネシア三菱商會社社長 |
| 執行役員 | 三須 和泰 | 海外市場本部長 |
| 執行役員 | 中山 真一 | 汎用化学品第二本部長 |
| 執行役員 | 山東 理二 | インフラ事業本部長(兼)環境事業本部長 |
| 執行役員 | 高田 光進 | オーストラリア三菱商會社社長(兼)ニュージーランド三菱商會社社長(兼)アジア・大洋州統括補佐(大洋州) |
| 執行役員 | 小柳 健一 | 石油・ガス探鉱開発事業本部長 |
| 執行役員 | 下山 陽一 | 東アジア統括補佐(兼)香港三菱商會社社長 |
| 執行役員 | 村越 晃 | 泰国三菱商會社社長(兼)泰MC商會社社長(兼)泰国三菱商會社ハジャイ事務所長(兼)泰MC商會社ハジャイ事務所長 |
| 執行役員 | 北村 康一 | 機械グループ管理部長 |
| 執行役員 | 榊田 雅和 | インド三菱商會社社長(兼)アジア・大洋州統括補佐(南西アジア) |
| 執行役員 | 中川 弘志 | Tri Petch Isuzu Sales Co.,Ltd. 出向(President, Director) |
| 執行役員 | 増 一行 | 主計部長 |
| 執行役員 | 萩原 剛 | 機能化学品本部長 |
| 執行役員 | 林 春樹 | 欧州・アフリカ統括(兼)欧州三菱商會社社長 |
| 執行役員 | 星野 啓介 | Mitsubishi Development Pty Ltd 出向(CEO) |
| 執行役員 | 和田 浩一 | 天然ガス事業本部 副本部長 |
| 執行役員 | 高野瀬 励 | 中国生活産業グループ統括 |
| 執行役員 | 吉田 真也 | 経営企画部長 |
| 執行役員 | 伊藤 勝弘 | コーポレート担当役員補佐(総括) |
| 執行役員 | 鴨脚 光眞 | リスクマネジメント部長 |
| 執行役員 | 石川 隆次郎 | アセットマネジメント事業本部長 |
| 執行役員 | 平井 康光 | 東アジア統括補佐(兼)三菱商事(上海)有限公司社長(兼)上海事務所長 |
| 執行役員 | 辻 昇 | PT. Krama Yudha Tiga Berlian Motors出向(President, Director) |
| 執行役員 | 田中 格知 | 金属資源本部 副本部長 |

| 執行役員役名 | 氏名 | 職名 |
|--------|--------|------------------|
| 執行役員 | 長谷川 文則 | 石油事業本部長（兼）石油原料部長 |
| 執行役員 | 京谷 裕 | 生活原料本部長 |
| 執行役員 | 中川 哲志 | 新エネルギー・電力事業本部長 |

（注） *印の各氏は、取締役を兼務しています。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

| | |
|---------|--|
| 買付け等の期間 | 平成26年11月7日（金曜日）から平成26年12月18日（木曜日）まで（29営業日） |
| 公告日 | 平成26年11月7日（金曜日） |
| 公告掲載新聞名 | 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/) |

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成26年12月19日（金曜日）まで（30営業日）となります。

【期間延長の確認連絡先】

株式会社ノリタケカンパニーリミテド 総務部東京総務課
東京都港区虎ノ門一丁目13番8号
(03)6205-4421 総務部次長 兼 東京総務課長 松本 俊介
確認受付時間 平日9時から17時まで

(2)【買付け等の価格】

| | |
|------------------|--|
| 株券 | 1株につき金920円 |
| 新株予約権証券 | |
| 新株予約権付社債券 | |
| 株券等信託受益証券 () | |
| 株券等預託証券 () | |
| 算定の基礎 | <p>当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者、三菱商事株式会社から独立した第三者算定機関であり、当社のファイナンシャル・アドバイザーでもある三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、対象者の株式価値の分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当社及び対象者、三菱商事株式会社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。）。</p> <p>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者株式の株式価値分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から平成26年11月5日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません）。上記各手法において分析された対象者株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価分析 589円から606円 類似会社比較分析 592円から888円 DCF分析 800円から1,035円</p> <p>まず市場株価分析では、平成26年11月4日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の基準日の普通取引終値605円、直近1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値604円（小数点以下四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）、直近3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値606円及び直近6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値589円を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を589円から606円までと分析しております。</p> <p>次に類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を592円から888円までと分析しております。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を800円から1,035円までと分析しております。</p> <p>なお、DCF分析の前提とした対象者の事業計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として、平成28年3月期において、インドネシア大統領選挙によるインドネシアの国内経済の減速による影響が改善されるとともに、各種原価低減策の実行により収益体質の改善が見込まれること等により増益が見込まれるためであるとのことです。</p> <p>当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から取得した株式価値算定書記載の内容・分析結果を踏まえつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、現在の金融・マーケット環境や対象者のファンダメンタルズが反映されていると考えられる対象者株式の市場価格に合理的なプレミアムを付した買付価格を対象者の既存の株主の皆様に対し提示することが相当であると判断し、最終的に平成26年11月6日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり920円と決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格である1株当たり920円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の直近取引成立日である平成26年11月4日の東京証券取引所における対象者株式の普通取引終値605円に対して52.1%（小数点以下第二位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様に計算しております。）、過去1ヶ月間（平成26年10月6日から平成26年11月4日まで）の普通取引終値の単純平均値604円に対して52.3%、過去3ヶ月間（平成26年8月5日から平成26年11月4日まで）の普通取引終値の単純平均値606円に対して51.8%、過去6ヶ月間（平成26年5月7日から平成26年11月4日まで）の普通取引終値の単純平均値589円に対して56.2%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。</p> <p>また、本公開買付価格920円は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成26年11月6日の東京証券取引所における対象者株式の普通取引終値607円に対して51.6%のプレミアムを加えた金額となります。</p> |
| 算定の経緯 | <p>（本公開買付価格決定に至る経緯）</p> <p>当社と対象者は、平成26年6月初旬の当社の提案を契機として、当社は、当社及び対象者、三菱商事株式会社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人西村あさひ法律事務所を選任した上で、対象者は、当社及び対象者、三菱商事株式会社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所を選任した上で、両社の更なる企業価値向上を目的とし、複数回に亘る協議を重ねてまいりました。</p> <p>その結果、当社及び対象者、対象者の第二位の株主である三菱商事株式会社との永年の友好関係を維持しつつ、当社と対象者の間でより安定した資本関係を構築することにより、対象者と当社の工業機材事業のインフラやリソースを結集させ、両社の連携をより強化することが、グローバル競争に勝ち抜き、砥石業界において確固たる地位を築くために必要であるとの結論に至り、当社は平成26年11月6日の取締役会の決定によって、本公開買付けを実施することを決議し、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。</p> |

(算定の際に意見を聴取した第三者の名称)

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者、三菱商事株式会社から独立した第三者算定機関であり、当社のファイナンシャル・アドバイザーでもある三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、対象者の株式価値の分析を依頼しました(なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当社及び対象者、三菱商事株式会社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。)

(意見の概要)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、市場株価分析、類似会社比較分析、DCF分析の各手法を用いて対象者株式の株式価値分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から平成26年11月5日に株式価値算定書を取得いたしました(なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。上記各手法において分析された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

| | |
|----------|--------------|
| 市場株価分析 | 589円から606円 |
| 類似会社比較分析 | 592円から888円 |
| DCF分析 | 800円から1,035円 |

(第三者の意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯)

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から取得した株式価値算定書記載の内容・分析結果を踏まえつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、現在の金融・マーケット環境や対象者のファンダメンタルズが反映されていると考えられる対象者株式の市場価格に合理的なプレミアムを付した買付価格を対象者の既存の株主の皆様に対し提示することが相当であると判断し、最終的に平成26年11月6日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり920円と決定いたしました。

(買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者、三菱商事株式会社から独立した第三者算定機関として当社のファイナンシャル・アドバイザーでもある三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、対象者の株式価値の分析を依頼しました(なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当社及び対象者、三菱商事株式会社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。)。当社が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から取得した対象者の株式価値の算定結果に関する本株式価値算定書の概要については、上記「算定の基礎」をご参照下さい。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付に対する意見表明を決定するにあたり、公正性及び客観性を担保するための措置として、対象者、三菱商事株式会社及び当社から独立した第三者算定機関である大和証券株式会社に対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです(なお、大和証券株式会社は、対象者、三菱商事株式会社及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。)。大和証券株式会社は、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値算定を行い、対象者は大和証券株式会社から平成26年11月5日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 589円から606円

類似会社比較法 531円から728円

D C F 法 716円から983円

まず市場株価法では、平成26年11月4日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の算定基準日の終値605円、直近1ヶ月間の終値単純平均株価604円（小数点以下四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）、直近3ヶ月間の終値単純平均株価606円及び直近6ヶ月間の終値単純平均株価589円を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を589円から606円までと算定しているとのことです。

次に類似会社比較法では、対象者の主要事業である砥石事業と比較的類似する事業を手掛ける上場会社のうち、理研コランダム株式会社、天龍製鋸株式会社、兼房株式会社、株式会社岡本工作機械製作所、旭ダイヤモンド工業株式会社、日進工具株式会社、株式会社和井田製作所、ミクロン精密株式会社、株式会社太陽工機及びユニオンツール株式会社を類似会社として抽出し、E B I T D A マルチプルを用いて対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を531円から728円までと算定しているとのことです。

D C F 法では、対象者が作成した平成27年3月期から平成31年3月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成27年3月期第2四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を716円から983円までと算定しているとのことです。割引率は対象者及び対象者の完全子会社である株式会社菱和において7.71%～8.60%、対象者の連結子会社であるDIA RESIBON (THAILAND) CO., LTDにおいて12.57%～15.16%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は対象者及び株式会社菱和において0.00%～1.00%、DIA RESIBON (THAILAND) CO., LTDにおいて5.00%～6.00%として算定されているとのことです。

また、D C F 法の前提とした対象者の事業計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として、平成28年3月期において、インドネシア大統領選挙によるインドネシアの国内経済の減速による影響が改善されるとともに、各種原価低減策の実行により収益体質の改善が見込まれること等により増益が見込まれるためであるとのことです。

なお、本取引後の各種施策の効果等につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため、株式価値の基礎とされた財務予測等に加味していないとのことです。D C F 法の算定の前提とした対象者の財務予測の具体的な数値は以下の通りです。

(単位：百万円)

| | 平成27年 3月期 | 平成28年 3月期 | 平成29年 3月期 | 平成30年 3月期 | 平成31年 3月期 |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 売上高 | 15,352 | 16,776 | 17,571 | 18,030 | 18,479 |
| 営業利益 | 653 | 898 | 1,145 | 1,220 | 1,292 |
| E B I T D A | 1,289 | 1,548 | 1,743 | 1,798 | 1,863 |

対象者における利害関係を有しない社外監査役からの意見の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引における意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び三菱商事株式会社との間に利害関係のない対象者の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている甲谷隆和氏に対し、(a)本取引の内容及び目的、(b)本取引に係る交渉過程の手続きの公正性、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価の妥当性及び(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか(以下「本諮問事項」といいます。)について諮問したとのことです。

甲谷隆和氏は、平成26年10月6日から平成26年11月6日までの間、対象者及びリーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所へのインタビューの場を持ち、本取引に係る一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について説明を受けた上で、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、大和証券株式会社から取得した株式価値算定書の結果を踏まえて本公開買付価格についての検討を行うなど、本諮問事項について慎重に検討を重ねたとのことです。

対象者は、このような慎重な検討を重ねた甲谷隆和氏から、平成26年11月6日に、当社において本取引が適法に実行されること及び対象者において本取引に関連する法的手続きが適法に実行されることを前提にすると、(a)本取引の目的としては、当社、対象者及び対象者の第二位の株主である三菱商事株式会社との永年の友好関係を維持しつつ、当社と対象者の間でより安定した資本関係を構築することにより、対象者と当社の工業機材事業のインフラやリソースを結集させ、両社の連携をより強化し、グローバル競争に勝ち抜き、砥石業界において確固たる地位を築くこととされており、その目的は合理的と認められ、本取引が対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資するものと判断する、(b)本取引に係る交渉過程については、()当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、()対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、()対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの法的助言の取得、()本取引に関し対象者と利益が相反するおそれがある取締役2名における当社との間の対象者の立場での協議及び交渉への不関与並びに対象者の平成26年11月6日付の取締役会における議案の審議及び決議への不参加及び()本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保といった措置が講じられていることからすれば、その手続は公正であると判断する、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価については、()本取引に係る交渉過程の手続は公正であること、()本公開買付価格は、大和証券株式会社による対象者株式の株式価値の算定結果を参考とし、また、大和証券株式会社の助言を受けながら、当社と対象者が対等な立場で協議・交渉を複数回行った上で、当該算定結果の範囲内で決定されていること(なお、本公開買付価格は、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回っている。)及び()本公開買付価格は、対象者株式の市場価格に相応のプレミアムを付した価格であり、過去5年間における対象者株式に係わる取引が成立した全ての日における対象者株式の高値を上回る価格であることから、妥当な価格であると判断する、また、本公開買付け後に予定されている二段階買収の際に対象者の少数株主に交付される対価は、本公開買付価格に各少数株主が所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一になることが予定されており、本公開買付価格が妥当な価格であることから、上記対価も妥当な価格であると判断する、したがって、本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は、妥当と判断する、(d)これらを踏まえれば、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を入手したとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社、三菱商事株式会社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けているとのことです。

| | |
|--|---|
| | <p>対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意</p> <p>対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年11月6日開催の取締役会において、大和証券株式会社より取得した株式価値算定書、弁護士法人大江橋法律事務所から得た法的助言及び上記対象者と利害関係を有しない社外監査役からの意見を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、()本取引を通じて、対象者の企業価値を向上させることが可能となるとともに、()本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。</p> <p>また、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する上記の決議については、平成26年11月6日開催の取締役会において、対象者の取締役全6名(うち2名は社外取締役)のうち、本公開買付けに関する審議及び決議に参加した取締役4名の全員一致により決議したとのことです。なお、対象者の取締役のうち、種村均氏は、当社の代表取締役会長を兼任しており、また小佐々博之氏は当社と本公開買付不応募契約を締結している三菱商事株式会社の従業員を兼任しているため、本取引に関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、当社との間で対象者の立場において協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会を含む本取引に係る対象者取締役会における議案の審議及び決議には一切参加していないとのことです。さらに、上記取締役会には対象者の全ての監査役(全4名)が出席し、その全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。</p> <p>本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保</p> <p>当社と対象者は、当社以外の買付者が実際に出現した場合に、当該買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていません。このように、当社及び対象者は、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付け、特に本公開買付価格の公正性の担保に配慮しております。</p> |
|--|---|

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、対象者株式の株式価値の分析に際し、当社若しくは対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、対象者とその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の分析は、平成26年11月5日までの上記情報を反映したものであります。

(3)【買付予定の株券等の数】

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|---------------|----------|----------|
| 3,851,673 (株) | (株) | (株) |

(注1) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が平成26年8月12日に提出した第58期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の発行済株式数(6,600,000株)から、()本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の対象者が所有する自己株式(49,327株)、()本書提出日現在三菱商事株式会社が所有しており本公開買付けに応募する予定のない対象者株式(1,287,000株)、及び()本書提出日現在公開買付者が所有する対象者株式(1,412,000株)を控除した株式数(3,851,673株)になります。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

| 区分 | 議決権の数 |
|--|--------|
| 買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a) | 38,516 |
| aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b) | - |
| bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c) | - |
| 公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年11月7日現在)(個)(d) | 14,120 |
| dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e) | - |
| eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f) | - |
| 特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年11月7日現在)(個)(g) | 15,120 |
| gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h) | - |
| hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i) | - |
| 対象者の総株主等の議決権の数(平成26年6月30日現在)(個)(j) | 65,501 |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%) | 58.80 |
| 買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%) | 100.00 |

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(3,851,673株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年11月7日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、本公開買付けに応募する予定のない三菱商事株式会社が所有する株式数(1,287,000株)を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年11月7日現在)(個)(g)」のうち、各特別関係者が所有する株券等の議決権の数(ただし、三菱商事株式会社の所有する株券等に係る議決権の数(12,870個)を除きます。)は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成26年8月12日に提出した第58期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)」の計算においては、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の発行済株式総数(6,600,000株)から、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数(49,327株)を控除した株式数(6,550,673株)に係る議決権の数(65,506個)を「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年6月30日現在)(個)(j)」として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会が排除措置命令をしようとするときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、平成26年10月21日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。また、公開買付者は、公正取引委員会より平成26年11月5日付で排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受領したため、措置期間は同日をもって終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等をした機関の名称 公正取引委員会

許可等の日付 平成26年11月5日（排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第512号（排除措置命令を行わない旨の通知等の番号）

公経企第513号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

カブドットコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募して下さい。なお、応募の際にはご印鑑をご用意下さい。

復代理人であるカブドットコム証券株式会社による応募の受付は、同社のホームページ(<http://kabu.com/>)の「株式公開買付(TOB)」(<http://kabu.com/item/tob/>)に記載する方法によりログイン後画面を通じ必要事項を入力することで完了いたします。

公開買付代理人又は復代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人又は復代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類(注1)が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人又は復代理人にお尋ね下さい。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合(対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意下さい。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株券等については再度上記特別口座へ記録することはできません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募の受付に際し、公開買付代理人又は復代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募して下さい。また、本人確認書類(注1)が必要になります。なお、復代理人であるカブドットコム証券株式会社では、外国人株主からの応募の受付を行いません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合等には、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成の原本)、健康保険証、運転免許証、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード等(氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの)

法人・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成のもの、又は現在有効なもので、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業の内容を確認できるもの)

法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要になります。

外国人株主・・・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

復代理人であるカブドットコム証券株式会社に新規に口座を開設される場合等には、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成の原本）、健康保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード等（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの）

法人・・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成のもの、又は現在有効なもので、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業の内容を確認できるもの）

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要になります。

復代理人はオンライン証券会社のため、窓口がありません。復代理人が指定する方法にて本人確認をさせていただきます。口座開設には、一定の期間（6日前後）が必要となりますので、十分な余裕を持ってお申し込み下さい。

（注2）日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家にご相談いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、応募の受付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。復代理人であるカブドットコム証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ（<http://kabu.com/>）の「株式公開買付（TOB）」（<http://kabu.com/item/tob/>）に記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の16時00分までに解除手続を行って下さい。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

（その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

カブドットコム証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

| | |
|-------------------|---------------|
| 買付代金(円)(a) | 3,543,539,160 |
| 金銭以外の対価の種類 | |
| 金銭以外の対価の総額 | |
| 買付手数料(b) | 80,000,000 |
| その他(c) | 5,500,000 |
| 合計(a) + (b) + (c) | 3,629,039,160 |

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(3,851,673株)に1株当たりの買付価格(920円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付けが完了するまで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

| 種類 | 金額(千円) |
|------|-----------|
| 普通預金 | 5,556,479 |
| 計(a) | 5,556,479 |

【届出日以前の借入金】

イ【金融機関】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|---|--------|---------|---------|--------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 計 | | | | |

ロ【金融機関以外】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|---|--------|---------|---------|--------|
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|------|--------|---------|---------|--------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 計(b) | | | | |

□【金融機関以外】

| 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|--------|---------|---------|--------|
| | | | |
| | | | |
| 計(c) | | | |

【その他資金調達方法】

| 内容 | 金額(千円) |
|------|--------|
| | |
| 計(d) | |

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

5,556,479千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
カブドットコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

(2)【決済の開始日】

平成26年12月26日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成26年12月29日(月曜日)となります。

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4)【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

公開買付者は、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、当社が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合及び対象者の重要な子会社に令第14条第1項第3号イからリまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人又は復代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式の数 (千株) | 発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%) |
|--------|---------|----------------|----------------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | |

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 職歴 | 所有株式数 (千株) |
|----|----|----|------|----|---------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

(2) 【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第133期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月27日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第134期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日） 平成26年8月12日関東財務局長に提出

なお、事業年度 第134期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）に係る四半期報告書を平成26年11月14日に関東財務局長に提出する予定です。

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ノリタケカンパニーリミテド

（名古屋市西区則武新町三丁目1番36号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年11月7日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|------------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 29,298 (個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 29,298 | | |
| 所有株券等の合計数 | 29,298 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数58個を含めておりません。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年11月7日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 対象者によれば、対象者は、平成26年11月7日現在、対象者株式を49,327株所有しているとのことですが、全て自己株式であるため議決権は0個となります。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年11月7日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|------------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 14,120 (個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 14,120 | | |
| 所有株券等の合計数 | 14,120 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

(平成26年11月7日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|------------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 15,178 (個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券 () | | | |
| 株券等預託証券 () | | | |
| 合計 | 15,178 | | |
| 所有株券等の合計数 | 15,178 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数58個を含めておりません。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年11月7日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 対象者によれば、対象者は、平成26年11月7日現在、対象者株式を49,327株所有しているとのことですが、全て自己株式であるため議決権は0個となります。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成26年11月7日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 三菱商事株式会社 |
| 住所又は所在地 | 〒100 - 8086 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号 |
| 職業又は事業の内容 | 地球環境・インフラ事業、新産業金融事業、エネルギー事業、金属、機械、化学品、生活産業等 |
| 連絡先 | 連絡者 三菱商事株式会社 広報部 連絡場所 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号 電話番号 (03) 3210 - 2171 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者との間で、共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者 |

(平成26年11月7日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 株式会社ノリタケコーテッドアブレーシブ |
| 住所又は所在地 | 〒470 - 0206 愛知県みよし市蒔生町下永井田20 |
| 職業又は事業の内容 | 研磨布紙及び研磨用品の製造販売、研磨布紙に関連する機械器具の製造販売、テープ類の製造販売 |
| 連絡先 | 連絡者 株式会社ノリタケコーテッドアブレーシブ 総務部 連絡場所 愛知県みよし市蒔生町下永井田20 電話番号 (0561) 32 - 2235 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人 |

(平成26年11月7日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 日本レヂボン株式会社 |
| 住所又は所在地 | 〒550 - 0003 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 |
| 職業又は事業の内容 | 砥石の製造及び販売、機械工具及び関連機器の販売、ガラスクロス製品の処理加工及び砥石材料の販売 |
| 連絡先 | 連絡者 日本レヂボン株式会社 経営企画室 連絡場所 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 電話番号 (06) 6538 - 0136 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人 |

(平成26年11月7日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 今立 康一 |
| 住所又は所在地 | 〒550 - 0003 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 (日本レヂボン株式会社所在地) |
| 職業又は事業の内容 | 日本レヂボン株式会社 取締役会長 代表取締役 |
| 連絡先 | 連絡者 日本レヂボン株式会社 経営企画室 連絡場所 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 電話番号 (06) 6538 - 0136 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

(平成26年11月7日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 洞口 健一 |
| 住所又は所在地 | 〒550 - 0003 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 (日本レヂボン株式会社所在地) |
| 職業又は事業の内容 | 日本レヂボン株式会社 取締役社長 代表取締役 |
| 連絡先 | 連絡者 日本レヂボン株式会社 経営企画室 連絡場所 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 電話番号 (06) 6538 - 0136 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

(平成26年11月7日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 古田 龍 |
| 住所又は所在地 | 〒550 - 0003 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 (日本レヂボン株式会社所在地) |
| 職業又は事業の内容 | 日本レヂボン株式会社 専務取締役 |
| 連絡先 | 連絡者 日本レヂボン株式会社 経営企画室 連絡場所 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 電話番号 (06) 6538 - 0136 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

(平成26年11月7日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 村居 浩之 |
| 住所又は所在地 | 〒550 - 0003 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 (日本レヂボン株式会社所在地) |
| 職業又は事業の内容 | 日本レヂボン株式会社 取締役 |
| 連絡先 | 連絡者 日本レヂボン株式会社 経営企画室 連絡場所 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 電話番号 (06) 6538 - 0136 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

(平成26年11月7日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 杉浦 幹夫 |
| 住所又は所在地 | 〒550 - 0003 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 (日本レヂボン株式会社所在地) |
| 職業又は事業の内容 | 日本レヂボン株式会社 常勤監査役 |
| 連絡先 | 連絡者 日本レヂボン株式会社 経営企画室 連絡場所 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 電話番号 (06) 6538 - 0136 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

(平成26年11月7日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 中川 晴夫 |
| 住所又は所在地 | 〒550 - 0003 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 (日本レヂボン株式会社所在地) |
| 職業又は事業の内容 | 日本レヂボン株式会社 常勤監査役 |
| 連絡先 | 連絡者 日本レヂボン株式会社 経営企画室 連絡場所 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 電話番号 (06) 6538 - 0136 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

(平成26年11月7日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 有田 喜一郎 |
| 住所又は所在地 | 〒550 - 0003 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 (日本レヂボン株式会社所在地) |
| 職業又は事業の内容 | 日本レヂボン株式会社 監査役 |
| 連絡先 | 連絡者 日本レヂボン株式会社 経営企画室 連絡場所 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 電話番号 (06) 6538 - 0136 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

(平成26年11月7日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 甲谷 隆和 |
| 住所又は所在地 | 〒550 - 0003 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 (日本レヂボン株式会社所在地) |
| 職業又は事業の内容 | 日本レヂボン株式会社 監査役 |
| 連絡先 | 連絡者 日本レヂボン株式会社 経営企画室 連絡場所 大阪市西区北堀江 1 丁目22番10号 電話番号 (06) 6538 - 0136 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

【所有株券等の数】

三菱商事株式会社

(平成26年11月7日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|------------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 12,870 (個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 12,870 | | |
| 所有株券等の合計数 | 12,870 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

株式会社ノリタケコーテッドアブレーション

(平成26年11月7日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 110 (個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 110 | | |
| 所有株券等の合計数 | 110 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

日本レヂボン株式会社

(平成26年11月7日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 0(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 0 | | |
| 所有株券等の合計数 | 0 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(注) 特別関係者である対象者は、対象者株式49,327株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はございません。

今立 康一

(平成26年11月7日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 1,112(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 1,112 | | |
| 所有株券等の合計数 | 1,112 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式1,003株に係る議決権の数10個を含めております。

洞口 健一

(平成26年11月7日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 247 (個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 247 | | |
| 所有株券等の合計数 | 247 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式211株に係る議決権の数2個を含めております。

古田 龍

(平成26年11月7日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 199 (個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 199 | | |
| 所有株券等の合計数 | 199 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式871株に係る議決権の数8個を含めております。

村居 浩之

(平成26年11月7日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 17(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 17 | | |
| 所有株券等の合計数 | 17 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(注) 村居浩之は、小規模所有者に該当いたしますので、村居浩之の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等の数(平成26年11月7日現在)(個)(g)」に含めておりません。

杉浦 幹夫

(平成26年11月7日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 230(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 230 | | |
| 所有株券等の合計数 | 230 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

中川 晴夫

(平成26年11月7日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 41(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 41 | | |
| 所有株券等の合計数 | 41 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(注) 中川晴夫は、小規模所有者に該当いたしますので、中川晴夫の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等の数(平成26年11月7日現在)(個)(g)」に含めておりません。

有田 喜一郎

(平成26年11月7日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 112(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 112 | | |
| 所有株券等の合計数 | 112 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式1,535株に係る議決権の数15個を含めております。

甲谷 隆和

(平成26年11月7日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 240(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 240 | | |
| 所有株券等の合計数 | 240 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式1,395株に係る議決権の数13個を含めております。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

当社は対象者の第二位の株主である三菱商事株式会社との間で平成26年11月6日付で本公開買付不応募契約を締結し、三菱商事株式会社が、その所有する対象者株式1,287,000株の全てについて本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

本公開買付不応募契約において、当社及び三菱商事株式会社は、上記「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数以上であることを条件に、本非公開化手続きを実施すること、並びに三菱商事株式会社は、本非公開化手続きが円滑に進むよう、当社及び対象者に協力することを合意しています。

また、本公開買付不応募契約において、当社及び三菱商事株式会社は、本非公開化手続きを実施する場合には、当該手続の完了後、平成27年4月以降、当社から三菱商事株式会社に対して、当社及び三菱商事株式会社間において別途合意した出資比率(対象者の株式の所有割合が当社において75%、三菱商事株式会社において25%となることを目処とします。)となるように対象者の株式の譲渡を行うことを合意しています。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

上記「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」の「(7) 第三者への譲渡について」に記載のとおり、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数以上となる場合には、本非公開化手続きを実施し、当社及び三菱商事株式会社が対象者の発行済株式の全て(ただし、対象者の自己株式を除きます。)を所有することを企図しています。本公開買付不応募契約において、当社及び三菱商事株式会社は、本非公開化手続きを実施する場合、当該手続の完了後に、当社から三菱商事株式会社に対して、当社及び三菱商事株式会社間において別途合意した出資比率(対象者の株式の所有割合が当社において75%、三菱商事株式会社において25%となることを目処とします。)となるように対象者の株式の譲渡を行うことを合意しております。なお、株式譲渡価格は、本公開買付価格と実質的に同額となるよう合意しております。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

最近の3事業年度における当社と対象者との間の重要な取引は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 取引の内容 | 取引金額 | | |
|---------|--|--|--|
| | 第131期連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 第132期連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | 第133期連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) |
| 原材料等の購入 | 97 | 89 | 95 |

なお、公開買付者と対象者の役員との間に重要な取引はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年11月6日開催の取締役会において、大和証券株式会社より取得した株式価値算定書、弁護士法人大江橋法律事務所から得た法的助言及び対象者と利害関係を有しない社外監査役からの意見を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、()本取引を通じて、対象者の企業価値を向上させることが可能となるとともに、()本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する上記の決議については、平成26年11月6日開催の取締役会において、対象者の取締役全6名(うち2名は社外取締役)のうち、本公開買付けに関する審議及び決議に参加した取締役4名の全員一致により決議したとのことです。

なお、これらの対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付等の価格」の「算定の経緯」をご参照下さい。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照下さい。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」、「算定の基礎」及び同「算定の経緯」をご参照下さい。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

| 決算年月 | | | |
|--------------|--|--|--|
| 売上高 | | | |
| 売上原価 | | | |
| 販売費及び一般管理費 | | | |
| 営業外収益 | | | |
| 営業外費用 | | | |
| 当期純利益(当期純損失) | | | |

(2)【1株当たりの状況】

| 決算年月 | | | |
|------------|--|--|--|
| 1株当たり当期純損益 | | | |
| 1株当たり配当額 | | | |
| 1株当たり純資産額 | | | |

2【株価の状況】

(単位:円)

| 金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名 | 東京証券取引所 市場第二部 | | | | | | |
|--------------------------------|---------------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|
| | 平成26年5月 | 平成26年6月 | 平成26年7月 | 平成26年8月 | 平成26年9月 | 平成26年10月 | 平成26年11月 |
| 最高株価 | 590 | 583 | 629 | 614 | 629 | 629 | 607 |
| 最低株価 | 540 | 544 | 567 | 590 | 588 | 580 | 605 |

(注) 平成26年11月については、11月6日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数 株) | | | | | | | 単元未満株式の状況 (株) | |
|---------------|------------------|------|----------|--------|-------|----|-------|------------------|---|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | | | | | | | | | |
| 所有株式数 (単元) | | | | | | | | | |
| 所有株式数の割合(%) | | | | | | | | | |

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式数 (株) | 発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%) |
|--------|---------|--------------|---------------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | |

【役員】

平成 年 月 日現在

| 氏名 | 役名 | 職名 | 所有株式数 (株) | 発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%) |
|----|----|----|--------------|---------------------------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第56期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月26日近畿財務局長に提出

事業年度 第57期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月26日近畿財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第58期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月12日近畿財務局長に提出

事業年度 第58期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)に係る四半期報告書を平成26年11月14日に近畿財務局長に提出予定

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

日本レヂボン株式会社
(大阪市西区北堀江1丁目22番10号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1) 平成27年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

対象者は、平成26年11月6日に、「平成27年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、当該第2四半期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

損益の状況(連結)

| 会計期間 | 平成27年3月期 (第58期第2四半期連結累計期間) |
|------------|-------------------------------|
| 売上高 | 7,588,177千円 |
| 売上原価 | 5,885,711千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,464,406千円 |
| 営業外収益 | 52,663千円 |
| 営業外費用 | 50,296千円 |
| 四半期純利益 | 135,568千円 |

1株当たりの状況(連結)

| 会計期間 | 平成27年3月期 (第58期第2四半期) |
|-------------|-------------------------|
| 1株当たり四半期純利益 | 20.70円 |
| 1株当たり配当額 | 7.50円 |

(2) 期末配当予想の修正

対象者は、平成26年11月6日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成27年3月期の期末配当を行わないことを決議しております。詳細については、対象者が平成26年11月6日付で公表した「平成27年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。